

# 利用者負担額（保育料）及び給食費について

\* 年齢は、4月1日現在の満年齢です。  
\* 利用者負担額及び給食費は原則、月額制です。

## 利用者負担額（保育料）表について

- ・ 3歳児から5歳児については、無料です。
- ・ 0歳児から2歳児については以下の表のとおりです。

入所児童に属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額） 円		
		短時間	標準時間	
A	生活保護法による非保護世帯の階層区分	0	0	
B2	市町村民税所得割の額の区分が次に該当する世帯 太枠内の階層（B2～D8）に該当するひとり親世帯等については右記の「ひとり親世帯等利用者負担額表」の額となります。 （D9～D18階層はひとり親世帯等の減免はありません。） 算定の基礎となる市町村民税 8月まで：前年度 9月から：当年度	非課税（所得割・均等割）	0	0
C2		48,600円未満	8,500	9,000
D2		55,000円未満	10,500	11,000
D4		57,700円未満	11,000	12,000
D6		61,000円未満	11,000	12,000
D8		77,101円未満	15,000	16,000
D9		79,000円未満	15,000	16,000
D10		85,000円未満	19,000	20,000
D11		97,000円未満	22,000	24,000
D12		145,000円未満	25,000	27,000
D13		157,000円未満	30,000	32,000
D14		169,000円未満	35,000	37,000
D15		185,000円未満	41,000	43,000
D16		209,000円未満	46,000	48,000
D17		227,000円未満	49,000	51,000
D18	227,000円以上	52,000	54,000	

※ひとり親世帯等 利用者負担額表

入所児童に属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額） 円	
		短時間	標準時間
B1	非課税（所得割・均等割）	0	0
C1	48,600円未満	4,250	4,500
D1	55,000円未満		
D3	57,700円未満		
D5	61,000円未満		
D7	77,101円未満		

※「ひとり親世帯等」とは以下の世帯をいいます。  
・ 母子、父子家庭世帯  
・ 在宅障がい者のいる世帯  
・ 生活保護法に定める要保護者等世帯  
\* 障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方と特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している方です。

### <備考>

- 利用者負担額の算定は、入所する児童の扶養義務者（父・母以外に祖父母等を含む場合もあり）の課税額の合計で行います。
- 所得割額は住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除等を差し引く前の額とします。
- 標準時間保育と短時間保育で利用者負担額が区分されます。
  - ・ 短時間保育：8時から16時30分保育を必要とする場合（ひかりみつる保育園は8時30分から16時30分まで）
  - ・ 標準時間保育：原則7時15分から18時15分までの最大11時間の保育を必要とする場合
  - ・ 延長保育：18時15分から19時15分までに保育を必要とする場合 ※延長保育料は徴収しません。
- 市町村民税の額は、調整控除を除く税額控除を適用しない額とします。  
※指定都市で算定された市町村民税の額については、税率が異なるため、瀬戸市の税率で市町村民税所得割を算定します。
- 同一世帯から2人の児童が保育園に入所している場合は、利用者負担額の高い児童を半額とします。
- 同一世帯から3人の児童が保育園に入所している場合の利用者負担額
  - ・ 利用者負担額が一番高い児童を無料
  - ・ 次に利用者負担額の高い児童を半額とします。
- 幼稚園等を利用している兄又は姉がいる場合は、その兄又は姉も対象人数に含めて
  - ・ 2人目が保育園に入所している場合は、その児童の利用者負担額を半額
  - ・ 3人目が保育園に入所している場合は、その児童の利用者負担額を無料とします。
- 年齢を問わず兄又は姉が1人いる場合は、
  - ・ C2～D4階層に該当するとき半額
  - ・ ひとり親世帯等であつC1～D7階層に該当するとき無料とします。
- 兄又は姉が2人以上いる場合は、
  - ・ C1～D4階層に該当するとき無料
  - ・ D5～D11階層に該当するとき無料（兄姉が18歳の年度末までに限る）
  - ・ D12～D18階層に該当するとき半額（兄姉が18歳の年度末までに限る）とします。

## 給食費（主食費及び副食費）について

・ 3歳児から5歳児については、主食費（ごはん代）と副食費（おかず・おやつ代）をお支払いいただきます。

金額については、瀬戸市保育園一覧をご参照ください。

- (1) 市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯
- (2) 市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯（ひとり親世帯等に該当する場合のみ）
- (3) 入所児童が3人目以降（第1・2子のカウントは5歳児まで）

のいずれかに該当する場合は副食費の支払いが免除されます。

- ・ 0歳児から2歳児については、保育料に含まれているため、別途お支払いいただく必要はありません。